

みどりバスの保谷駅北口への乗り入れについて

※ 練馬区地域公共交通会議資料より抜粋



(補足) 現在保谷駅南口に乗り入れている保谷ルートは、再編により保谷駅北口発着のルートとなります。西東京市内で廃止となる停留所は、保谷駅南口のみです。

ルート再編により西東京市内での乗降が発生する

保谷駅北口～候補地2の区間は西東京市内

※候補地2は、西東京市内（光が丘駅方面行き）と練馬区内（保谷駅方面行き）に設置予定。

【西東京市内での乗降が発生する区間】

- ・ 保谷駅北口発→候補地1着
- ・ 保谷駅北口発→候補地2着
- ・ 候補地1発→保谷駅北口着



(補足) 候補地2の停留所は、西東京市と練馬区の境界付近にあり、保谷駅方面行きの停留所は練馬区内に設置予定です。そのため、候補地2発→保谷駅北口着は、西東京市内での乗車としていません。

運賃について

みどりバスとはなバスの運賃体系

今回、みどりバスが乗り入れを予定している保谷駅北口には、西東京市のコミュニティバス「はなバス」が発着している

みどりバス

- ・ 均一料金を採用

乗車距離に関わらず運賃を統一

運賃：220円

はなバス

- ・ 均一料金を採用

乗車距離に関わらず運賃を統一

運賃：150円

差異あり

西東京市内での乗降に関しては、練馬区と西東京市内のどちらの運賃体系に合わせるか

【西東京市の運賃体系とした場合の課題】

- ① 公共交通空白地域改善計画ではみどりバスの運賃について、公共交通利用の公平性の観点から全ルートで220円運賃としている。区計画のみどりバスの運賃に対する考え方に矛盾する。
- ② 保谷ルートは全長約10km、停留所27か所（再編後予定）であり、その内、西東京市内の延長は約0.9km、停留所3か所の僅かな区間である。この一部区間のみ運賃が異なるのは利用者の混乱とともに、事務処理の煩雑化を招く。

以上の理由から、西東京市内の乗降に関しても、これまでみどりバスで適用してきた220円統一運賃を採用する

(補足) 保谷駅北口発着になりますが、運行区間については、はなバスとの競合はありません。

地域公共交通会議で協議が調っていることにより 手続きの弾力化・簡素化がされる

路線の新設（認可）

通常の処理期間：3か月 適用後の処理期間：概ね1か月

路線の廃止（届出）

通常の処理期間：6か月前まで 適用後の処理期間：30日前まで

運賃の設定（認可→届出）

通常の処理期間：3か月 適用後の処理期間：30日前まで

会議で合意が整った事項を記載した「協議が調っていることの証明書」を
発出し、申請する